

2022年3月11日

新設分割に関する事前開示書面(変更)

静岡県浜松東区有玉南町 2163 番地
株式会社ミダックホールディングス
(旧社名:株式会社ミダック)
代表取締役社長 加藤 恵子

株式会社ミダックホールディングス(旧社名:株式会社ミダック、以下「当社」という。)は、2021年7月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が行う事業のうち、一般廃棄物の収集運搬事業に関して当社が有する権利義務を、新たに設立する株式会社ミダックライナー(住所:静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地)に承継させる新設分割を行うことといたしました。そして、2021年8月16日付で「新設分割に係る事前開示書面」(以下「本事前備置書類」という。)を備置しておりますが、下記の通り、本事前備置書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第205条第8号に基づき、次のとおり変更後の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

なお、2021年8月31日開催の株式会社ミダック臨時株主総会における承認をもって、株式会社ミダックの商号を2021年9月1日付で株式会社ミダックホールディングスへ変更しております。

変更箇所は下線で示しております。

記

【別紙 新設分割計画書】

(訂正前)

第4条 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。

(訂正後)

第4条 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。

2 当社は、令和3年4月1日から効力発生日前日に至る間の資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を新設会社に明示する。

3 当社から新設会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

以上

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める事項)

2021 年 8 月 16 日

株式会社ミダック

2021年8月16日

新設分割に関する事前開示書面

静岡県浜松東区有玉南町 2163 番地
株式会社ミダック
代表取締役社長 加藤 恵子

当社は、2021年7月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が行う事業のうち、一般廃棄物の収集運搬事業に関して当社が有する権利義務を、新たに設立する株式会社ミダックライナー（住所：静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地、以下「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うことといたしました。

当社が会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容(会社法第 803 条第 1 項)

別紙 新設分割計画書のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 205 条第 1 号)

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して新たに株式 200 株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

当社は、本新設分割に際して新設会社の全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、新設会社が交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本新設分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設会社株式の適正かつ効率的な管理を行う上で上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設会社の資本金及び準備金の額を新設分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容(会社法施行規則第 205 条第 6 号イ)

当社は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日(予定)として、当社が計画中の新規最終処分場を略式吸収分割する契約を 2021 年 5 月 25 日付で締結しました。なお、本承継に伴う業績への影響は見込んでおりません。

4. 効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 205 条第 7 号)

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本新設分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本新設分割効力発生日以降の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定しておりません。

したがって、当社の債務については、本新設分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

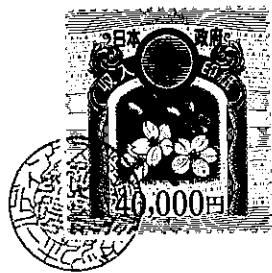
(2) 新設分割設立会社について

本新設分割後の新設分割設立会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、本新設分割効力発生日以降の新設分割設立会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、新設分割設立会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定しておりません。

したがって、新設分割設立会社の債務については、本新設分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 新設分割計画書



新設分割計画書

株式会社ミダック（以下、「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

（新設分割）

第1条 当社は、当社の一般廃棄物の収集運搬事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第4条に定める権利義務を分割により新たに設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（新設会社の定款で定める事項等）

第2条 新設会社の本店の所在地は、静岡県浜松市東区有玉南町2163番地とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

（新設会社の設立時役員等の氏名または名称）

第3条 新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名または名称は、当該各号に定めるところとする。

（設立時代表取締役社長） 熊切栄子
（設立時取締役） 熊谷裕之

（新設会社に承継する権利義務）

第4条 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。

- 2 当社は、令和3年4月1日から効力発生日前日に至る間の資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を新設会社に明示する。
- 3 当社から新設会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

第5条 新設会社は、本件分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

第6条 新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 設立時資本金 10,000,000円
- (2) 設立時資本準備金 0円

(分割期日)

第7条 会社法第924条第1項第1号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という。）は、令和4年4月1日とし、同日から2週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

(従業員の処遇)

第8条 本件事業に主として従事する当社の従業員については、本件分割に当たっては新設会社に承継されないものとし、新設会社が承継した本件事業を行うに当たっては、当面の間、当社から新設会社へ出向させることとし、その後の取扱いは、両社が協議の上これを決定する。

(競業禁止義務の免除)

第9条 当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

(分割条件の変更および本件分割の中止)

第10条 本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画書の効力)

第11条 本計画書は、効力発生日までに当社の株主総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

(本計画書に定めのない事項)

第12条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

以上

令和3年7月21日

令和4年3月11日 修正

静岡県浜松市東区有玉南町2163番地

株式会社 ミダックホールディングス

(旧商号 株式会社ミダック)

代表取締役 加藤 恵子



別紙 1 定款

別紙 1

株式会社ミダックライナー 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ミダックライナーと称し、英文では、MIDAC LINER CO., LTD. と表記する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬及び処分、再生
- (2) 一般貨物自動車運送事業
- (3) 肥料、飼料の製造及び販売
- (4) 肥料、飼料の製造機器の販売
- (5) 営農指導事業
- (6) 農産物の生産・加工・卸販売
- (7) 食料品の販売
- (8) 農業資材の販売
- (9) 農薬の販売
- (10) 飲食店の経営
- (11) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 326 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、当社の承認を要求する。

2. 前項の承認機関は、株主総会とする。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般継承人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

2. 前項に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。次条に定める請求をする場合も、同様とする。

(質権の登録、信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換、又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は、一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。

3. 第1項ただし書き及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2. 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。届出印を捺印できないときは、実印を捺印し印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を提出しなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議決の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合

において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。この場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、この書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

2. 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

3. 取締役の解任は、本定款第16条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表者)

第24条 当社の取締役が1名のときは、その者を社長とする。取締役が2名以上あるときは、株主総会の決議により社長1名を定める。

2. 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

3. 社長のほか、株主総会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(会社設立日)

第1条 当社の設立日は、2022年4月1日とする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第25条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの期間の取締役の報酬等の額は年額20百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則の第1条及び第2条は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。

別紙 2

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件新設分割により、新設分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和3年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) . 流動資産	298,041 千円
(2) . 有形固定資産	29,327 千円
(3) . 投資その他の資産	218 千円

2. 承継する負債

(1) . 流動負債	48,263 千円
------------	-----------

3. 承継する雇用契約等

本件事業に主として従事する当社の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイトのほか、内定者（本件事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との雇用契約及びこれに付随する権利義務は、本件新設分割によっては、新設会社に承継されないものとする。

当社は、本件事業に従事する当社の従業員の一部を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ当面の間、新設会社において本件事業に従事させるものとする。その後の取扱いは、両社協議の上、これを決定する。

4. 承継するその他の権利義務

(1). 雇用契約以外の契約

本件事業に関して取引先との間で締結している取引基本契約、賃貸借契約等その他の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、次の権利義務を除く。

- ・新設会社に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務
- ・契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。

- ・契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

(2). 許認可等

本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

